

2012年4月1日

関係各位

一般社団法人への移行について

一般社団法人 つくば青年会議所  
理事長 木村 英博

当青年会議所は、1983年の設立以来30年の長きに亘り、「明るい豊かな社会」の実現に向けて運動を継続して参りました。人づくり、街づくりにかかわる事業を着実に進めることができましたのは、関係する皆様の深いご理解とご支援の賜物であり、衷心より御礼を申し上げます。

お陰様をもちまして、社団法人つくば青年会議所は2012年4月1日をもって一般社団法人つくば青年会議所へと移行致しましたことをお知らせ申し上げます。

「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下、「法人法」といいます。）」が2008年12月1日に施行された事を受け、2011年12月3日に茨城県に移行認可を申請し2012年3月23日に県の公益認定等委員会より認可が下され、2012年4月1日に移行登記を致しました。

移行申請に当たりましては、法人法施行前の2008年通常総会において、公益社団法人格を取得する方向性を決議したことに基づき、申請準備を進めてまいりました。2010年に法人格移行検証委員会を立ち上げ、議論を重ねた結果、公益社団法人へ移行するには準備期間が不足しているため、一般社団法人へ移行した後に公益社団法人へと移行する段階的な移行をしていく事を決定しました。そして、法人格移行検証委員会を中心に法人法の趣旨に則り、ガバナンスの確立と諸規則を整えてまいりました。

これにより、茨城県の監督指導を受ける社団法人から、民主的な運営を自らしっかりと統制をしていく一般社団法人に移行することとなりました。総会は理事・監事の選任と決算承認が主要議題（株主総会の形式とほぼ同じ）となる一方、理事会（株式会社の取締役会とほぼ同じ）は理事の闊達な意見交換と監事のガバナンス状況の監視による責任ある業務執行体制での運営となります。当青年会議所は、これまでの良き伝統を守りつつ更なる発展を図ると共に、堅実な事業運営と時代に対応した幅広い社会への貢献を目指してまいります。

関係の皆様には、より一層のご指導ご鞭撻を賜りたくよろしくお願い申し上げます。